

平成22年度のごみの出し方等について（お願い）

日頃、町行政につきましてご支援ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ごみ収集については、塩谷広域管内統一基準により実施しておりますが、分別や出し方が適正になされず収集できないこともありますので、次の事項を遵守してごみの資源化・減量化にご協力くださるようお願いいたします。

1 ごみの出し方

- ・分別して、決められた曜日の午前8時30分までに指定の場所へ出してください。

（注意）：「指定袋・コンテナ」以外で出されたもの、分別されていないもの、収集後に出されたものの収集は、行ないません。（収集されなかったものについては、次回、適正に分別する等して、時間までに指定の場所へ出してください。）

※収集時間にあわせてごみを出す方が一部見受けられますが、ルートの変更等により収集時間が早まった場合、ごみ出しが間に合わず、結果ごみが収集されない場合がございますので必ず8時30分までにお出し下さい。

2 ごみの種類別の出し方

- (1) **可燃ごみ**：毎週「月・木曜日」に氏名（世帯主名）を記入した指定袋で出す。

（注意）：生ごみは、必ず「十分な水切り」をしてから出してください。

[関連事項]

- ・ごみ減量化を目的とした「生ごみ処理機の補助制度（限度額3万円）」がありますので、ご利用ください。
- ・再生紙の原材料となり得る「ざつ紙」は、(4) で出してください。
- ・白色トレイは水洗いして、回収を行っている店頭に出してください。

- (2) **不燃ごみ**：毎月「第1・第3・第5火曜日」にコンテナで出す。

（注意）：コンテナの「上部からはみ出ることのない」ようにしてください。

＜不燃ごみの例＞：アルミ缶、スチール缶、陶磁器（茶碗、皿、花瓶等）、板ガラス、コップ、ワンカップ、牛乳ビン、化粧ビン、異質ガラス（哺乳ビン、調理器や食器の耐熱ガラス製品）、クリスタルガラス（灰皿、花瓶等）、鏡、電球、蛍光灯、金属やプラスチックの含まれているガラス製品、なべ、スプレー缶、その他

※農機具等は、収集できません。

- (3) **資源ビン**：毎月「第2・第4火曜日」にコンテナで出す。

（注意）：ビン（飲み物や食べ物、調味料等が入っていたガラス容器）の中を水洗いし、「キャップ」を外して出してください。

＜資源ビンとなる容器の中身の例＞：ジュース、ワイン、ウイスキー、栄養ドリンク、ジャム、ミネラルウォーター、調味料、醤油、酢、そばつゆ、香辛料、焼肉のたれ、薬品（胃腸薬、風邪薬、ビタミン剤等の内容物が飲めるもの）。

※農薬、殺虫剤、殺菌剤等の劇物が入っていたビンは収集できません。

[関連事項]

- ・ビールビン、酒ビンは、買ったお店に返すか、地域の集団回収に出してください。

(4) 新聞、ダンボール、牛乳パック、雑誌・ざつ紙等：毎週「水曜日」にヒモで束ねて出す。

(注意)：①「新聞」、「ダンボール」、「牛乳パック」、「雑誌・ざつ紙(チラシ、包装紙等)」に分けて、それぞれをヒモで束ねて出してください。(小さな「ざつ紙」は、紙の袋に入れ、外に飛び出ないように袋を閉じてから、ヒモで十字に束ねて出してください)

②ビニール袋などに入れて出さないでください。

③濡れてしまった紙のリサイクルはできませんので、雨天時は、紙が濡れないようシートで覆うなどしてください。

(5) ペットボトル：毎週「金曜日」にコンテナで出す。

(注意)：①中を水洗いして、「キャップ」と「ラベル」を取り除いてから、コンテナに入れてください。

②「キャップ」も水洗いして、透明の袋に入れて、コンテナの上の方に置いてください。

③マジックで書くなどして「汚してしまったもの」やハサミ等で「切ってしまったもの」は、リサイクルできませんので、可燃ごみで出してください。

(6) 粗大ごみ：事前に手続きをして、収集予定日(収集は毎週「金曜日」に実施)に、収集のシールを貼り、庭先に出す。

(注意)：①前もって、「役場住民課」での申請手続きが必要です。(申請の際は、印鑑と収集料金を持参してください)

②「町で収集できないもの」については、(7)をご参照ください。

(7) 町で収集できないごみ

事業系ごみ(商店、事業所等からのごみについては、自家処理するか許可業者への委託処理をしてください)、焼却灰、バイク、ドラム缶、バッテリー、タイヤ、ホイール、農薬、農業用機械、廃ビニール、建築廃材、ガスボンベ、消火器、パソコン等

※テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機は電気店に相談してください。

家庭系パソコンについては、メーカー等によるリサイクルが行なわれておりますので、各メーカーのホームページにアクセスするか、有限責任中間法人パソコン3R推進センター<電話03-5282-7685>又は、購入店にお問い合わせください。

3 その他

ごみは、「分別収集とごみの出し方」のポスターを参照し、決められた曜日に指定袋・コンテナ等を出してください。なお、「収集日」については、「広報しおや」のお知らせカレンダーに掲載されていますのでご確認ください。

また、「ごみステーション」は、利用者の要望により土地所有者の了解のもとに設置され、利用者全員の話し合いにより自主管理運営されているものであって、町で管理しているものではありません。利用者がお互いに当番を決める等して、適正な管理運営をお願いします。

問合せ先：塩谷町役場住民課環境衛生担当 (電話 45-1118)